

障生第1191号
令和4年5月23日

各事業所・施設管理者 様

大阪府福祉部長

大阪府新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス事業所・施設等における
感染予防支援事業補助金の実施について

日ごろから本府福祉行政の推進にご協力をいただき、ありがとうございます。

本府におきましては、第7波に向けた障がい福祉サービス事業所・施設等における感染対策の強化のため、「大阪府新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス事業所・施設等における感染予防支援事業」として、令和4年5月1日から令和4年7月31日までに購入した、感染予防に要する衛生用品及び備品の購入費用について、支援することといたしました。

なお、申請受付方法、申請受付開始時期等については、現在調整中ですので、準備が整い次第、改めてご案内いたします。詳細は、下記大阪府ホームページをご確認ください。

記

1. 対象経費

令和4年5月1日から令和4年7月31日までに購入した、衛生用品（マスク、消毒液、个人防护具（※）、抗原定性検査キット、使い捨て食器、ドライシャンプー、石鹸、ハンドソープ、ペーパータオル、清拭クロス、キッチンペーパー、除菌シート、ウェットティッシュ）及び備品（パーテーション、パルスオキシメーター、CO2センサー、空気清浄機、ポータブルトイレ）

（※）手袋、ガウン、フェイスシールド、キャップ、エプロン、ゴーグル、防護服、
シューズカバー

2. 補助上限額

サービス種別ごとに補助上限額が異なります。詳細は下記ホームページをご覧ください。

3. その他

申請にあたり領収書やレシート等の添付は不要とする予定ですが、令和4年5月1日から7月31日までの間の上記の補助対象となった経費の領収書・レシート等は、各事業所・施設等で保管し、必要に応じて提出できるようにしておいてください。

4. 大阪府ホームページ

https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/kannsennbousi_syoug.html

問い合わせ先

<感染予防支援事業補助金に関する事>

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課
指定・指導 G

電話：06-6941-0351（代表）

内線：6696、2462